



令和 5 年 3 月 31 日 (金)
茨城県土木部港湾課

茨城港・鹿島港における港湾脱炭素化推進計画の作成について

港湾法第 50 条の 2 第 1 項の規定に基づき、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るため、本県の重要港湾である茨城港、鹿島港それぞれにおいて港湾脱炭素化推進計画を作成しました。本計画は、昨年 12 月の改正港湾法施行後、全国初となる港湾脱炭素化推進計画となります。

今後も港湾立地企業をはじめ、荷主企業、港運業者、船社、トラック業者等と連携しながら、本計画による取り組みを進め、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化による港湾の魅力向上、競争力強化を図ってまいります。

また、次世代エネルギーのサプライチェーンの拠点化を目指し、水素、アンモニア等の大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受け入れ環境の整備に向けた検討など、全国のトップランナーとしてカーボンニュートラルの取り組みを進めてまいります。

なお、本計画および計画の概要版につきましては、茨城県土木部港湾課のホームページ (<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/kowan/index.html>) にて公表しております。

<お問い合わせ先>

茨城県土木部港湾課 (担当：高橋、飯島)

電話：029-301-4526